

Title	〔商法三五〕取締役全員が特定の取締役に会社の経営を一任した場合と他の取締役会社間の取引についての取締役会の承認の要否 (昭和三五年一〇月一〇日静岡地方判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.11 (1963. 11) ,p.105- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19631115-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三五〕 取締役全員が特定の取締役に会社の経営を一任した場合と

他の取締役会社間の取引についての取締役会の承認の要否

（昭和三五年一月一〇日静岡地方判決
昭和三四年（ワ）第四二二号小切手金等請求事件
下級民集一〇卷一〇号二二五九頁）

【参照条文】 商法第二六五条

【事実】 被告Y会社は、雑具類の製造販売を業とし、Aを代表取締役とする株式会社である。原告Xも、被告Y会社と同じく雑具類の製造販売を業とし、被告Y会社の取引先で、同被告Y会社の取締役である。被告Y会社では、原告Xらが取締役に就任してから現在に至るまで、取締役会は一回も開催されず、被告Y会社の経営は右代表取締役Aに一任し、他の取締役は業務の執行に一切関与せず、原告Xは単に名義だけの取締役にすぎなかつた。しかし、これまで原告Xを含むA以外の取締役と被告Y会社との取引は、数年来格別の異議なく、円滑に行なわれて来た。

ところで、被告Y会社は、金額五万円の小切手二通及び手形金合計一七〇万円に及ぶ一四通の約束手形を原告X宛振り出し（内、一

通は裏書譲渡による）、現に原告Xはその所持人である。よつて原告は、それぞれの手形を各満期日に支払のため、支払場所に呈示したが、拒絶された。又原告Xは、被告Y会社に雑具類を代金合計一、三二八、四七〇円で売渡したため、その手形金及び売渡金総計三、二二八、四七〇円の支払を求めて本訴に及んだ。

原告Xは、被告Y会社の全取締役は、会社の経営をすべて代表取締役たるAに一任し、他人の行なう取引をすべて承認していたものである。しかも原告は、被告Y会社とは数年来異議なく取引を続けてきたものであるから、原告Xが被告Y会社から手形等の振出を受け、雑具類を売り渡したことについては取締役会の承認があつたことになると主張した。

これに対し被告は、原告は、被告Y会社の取締役であるところ、

被告の原告に対する手形等の振出、並びに原告主張の売買については、取締役会の承認がないから無効である。又原告主張の裏書譲渡による約束手形は、原告が被告Y会社に対し売り渡した雑具類の代金の支払のために振り出したものであるが、右売買についても取締役会の承認がなかつたから、その手形の振り出しも無効であると答弁した。

なお原告は予備的に、仮に取締役会の承認がなかつたと認められるならば、右手形等は原告が被告Y会社に売り渡した雑具類の代金支払のため、被告Y会社が振り出したものであるところ、この取引等は取締役会の承認なくしてなされた無効なものとなり、結局被告Y会社は、右代金相当額の雑具類合計三、二二八、四七〇円を法律上の原因なくして利得したものであるから、不当利得として、その返還を請求すると主張した。

【判決】原告勝訴。

裁判所は、証拠に基づき、被告Y会社はAを代表取締役とする株式会社であるが、その実体は、同人の個人企業であり、被告Y会社の取引先たる原告X等が同会社の取締役に就任してから現在にいたるまで取締役会は一回も開催されず、被告Y会社の経営一切をAに一任し、他の取締役は業務の執行に関与せず、名義だけの取締役にすぎなかつたこと、そして原告Xを含むA以外の取締役と被告Y会社との取引は、数年来、格別の異議なく、円滑に行なわれてきたことを認め、このことから、被告Y会社においては、原告Xに対する本件取引を含め、被告Y会社とその取締役とのあいだの取引につい

て、正式に取締役会を開いて承認を与えることこそしなかつたが、取締役全員は、Aの行なう行為をすべて承認していたとみることができる。

取締役が会社と行なう取引について、取締役会の承認を得なければならぬとするのは、要するに会社経営の中枢に参画する取締役が、誠実にその職務を尽すべきであるにもかかわらず、その地位を利用して、私利をはかるなど、不正な取引をすることも防止する趣旨と解される。

すると、取締役の全員が、その会社の経営を一切特定の取締役に一任している場合には、他の取締役は、会社の経営の中枢に参画せず、その取締役の業務執行について概括的な承認を黙示のうちにて与えているのであるから、その取締役以外の他の取締役が会社と取引をなすばあいには、その取引について特に異議がない限り、取締役会の承認があつたと同様の効果を認めても法の目的には反しない。

よつて、原告X、被告Y会社とのあいだの本件取引は、これについて被告Y会社の取締役会の承認があつたと同様に有効とするのが相当であるとし、原告Xの請求を全部認容した。

【評釈】被告Y会社は取締役全員が特定の取締役たるAに会社の経営一切を一任している。

しかし商法は取締役の員数を三人以上とし(商法二、五五条)、新法は特に取締役会制度を採用し(商法二、六〇条)その欠員についても細い規定を置いている。商法上取締役会の権限は、会社業務の全般にわたるものであ

り、商法が特に明示しているもの（例えば商法三三一条、二六〇条、二）は勿論、このほかでも業務執行に関する基本的事項は、取締役会の決議を必ず要すると解すべきである（大浜信泉「取締役と取締役会」一〇七頁）。

よつてこの場合の経営委任が、ここにいう一切の業務執行につき、A代表取締役に一任したというなら、既に商法二六〇条に違反し、取締役会制度の意味を無視した行為といわねばならない（代表取締役に常務の専決権を認める説として、松田二郎「新会社法概論」二〇三頁。もつとも特に商法に明定する場合は除かれている）。

そこでその違反行為が、その結果、他の取締役と会社間の取引について、取締役会の承認がないとして現れた場合、如何に判断されるべきであろうかが次に考察されなければならない。

取締役と会社が取引を為すには、取締役会の承認を受けることを要する（商法二）。

この場合の承認は、必ずしも事前になすことを要しない（野津務「新会社法概論」一七四頁、大隅健一郎「会社法提要」二二頁、松田二郎「会社法概論」二九一頁、服部榮三「訂正会社法提要」一七四頁。反対、田中誠二「最新会社法論上」三九二頁、大隈健一郎「全訂会社法論中」一三二頁、田中耕太郎「旧会社法」一五八七頁、実方正雄「改訂会社法」四五三頁）が、個別的になすべきで、概括的承認は許されない（田中誠二「並木俊守「最新株式会社法律実務」二二頁、津田利治「会社法大意上」三〇二頁、大浜信泉「取締役と取締役会」(株式会社法律講座三卷)一〇六九頁、田中耕太郎「改訂会社法概論」四〇二頁、大判・明治三三・六・三民一判・民録一〇輯九五六頁、同評釈・田中誠二）とするのが通説的見解である。並木俊守「商法上巻」判例法學全集二五五頁）とするのが通説的見解である。

しかしその取引が、同種同型の取引で、しかも反覆しなされるときは包括的承認でも差支えないとする説がある（大浜信泉前掲講座三卷「改訂商法」三一六頁、商事法務研究会編「続実務株式会社法六講」二二九頁、大隅健一郎・園部「取締役・監査役」九九頁）。

判例研究

ともあれ、本条は、取締役がその地位にありながら、会社と利害相反する当事者の立場に立つて、会社と取引することをやめさせようとする主旨で（津田利治「会社法」、会社と取締役との間の利害の衝突より生ずる弊害を防ぐために設けられたものである（大審・昭和七・二・五）、東京控・昭和二・一〇・三〇民五判（評論二七商一〇九））から、その行為が、たとえ取引の類型に入るものでも、会社と利害衝突のおそれなき取引は、その制限を受けない（津田利治「会社法大意」二九九頁）と解されることはいうまでもない。

本件の場合、取締役たる原告Xと被告Y会社の間になされた行為は、売買、並びに売買代金支払のための手形振出である。そこで手形行為が果して商法二六五条の「取引」に含まれるか否かが考察されねばならない。この点、従来の学説判例は大体手形行為も商法二六五条にいう「取引」に入る（田中誠二「取締役と会社との取引の効力について」(谷田占稀「商法の諸問題」二七八頁、野津務「新会社法概論」一七四頁、大隅健一郎「会社法論」二九一頁、服部榮三「会社法提要」二二頁、実方正雄「会社法學」四五三頁、西原寛「会社法」二二頁、大森忠夫「改訂会社法講義」一七八頁、大坂高判・昭和三三・九・一六下級民集一〇七・一九四八頁、東京地判・昭和三〇・四・三（時報五〇号）三三二頁、同昭和三〇・七・一九下級民集六卷七号一四九四頁、一〇号二二〇六頁）とし、従つて取締役会の承認のなき時は、その手形行為を無効としていたのである（大判・明治三三・九・大判・明治四二・二・二民録一五輯九二六頁、大判・大正三・九・二四・民集三卷四三三頁、判民大正一三年度八九事件、大判・昭和八・六・一民集二二・二四〇一頁等）が、このような立場に立つと、会社主義の手形を取得する場合その相手方が取締役か否か、又取締役であれば取締役会の承認を受けたか否かを調べねばならず、手形取引の安全が著しく害されることになるから、手形行為自体は、商法二六五条の「取引」に該当しないと見る見解が現れて来た（松本滋治「取締役会社間の手形行為に付て」(私法論文集)四一〇頁以下、田中耕太郎「手形関係の本質」(商法

研究一巻)五七三頁以下、石井照久「改訂商法I」三二七頁、松田二郎「新会社法概論」二二一頁等)。

ともあれ商法二六五条が、取締役が会社と取引をなすときは利害衝突を生じ、会社に損害を与える虞があるとして、会社の利益保護を図つてゐることを考えてみれば、手形行為も単に金銭支払の手段的行為にすぎないとし、それ自体利害衝突を来すべき行為ではないとし、取締役会の承認を不要とするとは云い切れない(阪盛光男「商法行為」(本誌三四巻六号)一二二頁、大阪谷公雄「商法演習II」一六頁、西原憲一「会社法」二一三頁)。

以上の如く解すると、本件の行為は、むしろ商法二六五条に該当する利害衝突のおそれある行為であり、商法二六五条にいう取締役会の承認を要する行為といえる。

そして、その承認は個々の取引につきなされる必要があり、たとえ同種同型の、反覆的取引行為について包括的な承認が受けられるといつても、それは一定の短期間においてなされる、しかも金額を定めた範囲内における如き、極く小範囲内においてのみいえるのであつて、本件の如き売買行為、及び手形行為はこのような例外的場合にもあたらないと解すべきである。

してみれば本件の場合の如き、取締役の全員がその会社の経営を一切特定の取締役に一任している場合には、他の取締役は、会社の経営の中枢に参画せず、その取締役の業務執行について概括的な承認を黙示のうちに与えているとして、その取締役以外の他の取締役が会社と取引をなすばあいは、その取引について特に異議がない限り、取締役会の承認があつたと同様の効果を認めてもよいとすることに賛成出来ない。何故なら、たとえ取締役全員が、その会社の

経営一切を特定の取締役に一任し得たとしても、個々の取引行為について、個別的承認をなすことが商法二六五条の主旨であると解するからであり、その承認は黙示になされただけではならないと解するからである。本判決は、本件会社に対し個人企業であるとしてゐるが、単に他の取締役が特定の取締役にすべての業務を任せてゐるからといつて、直ちに個人企業といえるかは疑問である。というのは、会社の株主は誰かということもその企業が個人企業であるかどうかをきめる一因となるからである。

しかし、それはともかく、その実体が個人企業である場合でも、それを株式会社たる法人格を否認するなら別として、株式会社として認めている限りは、やはり株式会社の取締役会の機能もそれとして考察すべきであり、単にその実体が個人企業であるとして、取締役会の機能のみ株式会社制度からはずしてしまふことには不賛成である。

(米津 昭子)